

# 令和4年10月1日から紹介状なしの 受診時の患者負担（選定療養費）が変わります

この度、診療報酬の改定に伴い選定療養費の金額を次のとおり改定します。  
皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

	令和4年9月30日まで (改定前)	令和4年10月1日 (改定後)	対象患者
初診時	5,500円	<b>7,700円</b>	紹介状を持たず受診した場合
再診時	2,750円	<b>3,300円</b>	他の医療機関へ紹介を申し出た後も 当院の受診を希望し、受診された場合

●当院に通院中であっても、同一日に通院中の診療科以外の診療科を**紹介状または院内紹介なしで受診した場合**、選定療養費をご負担いただくこととなります。

以下に該当する場合は対象外となります。

- 公費負担医療制度の受給者  
(ひとり親課程医療・乳幼児医療・こども医療の助成制度は除く)
- 即日入院が必要な方
- 救急医療、労働災害、公務災害、交通事故、健診で受診される方